

○ 公共の安全等に関する情報

【法5条4号（独法5条4号口）関係】

113	<p>答申14（行情）434 「接見指定20講の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">文書が公にされても、捜査及び公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとしたもの	<p>3 法5条4号該当性 (2) 被疑者等が種々の対抗措置をとることによる支障について</p> <p>ア 支障の内容について (略)</p> <p>接見指定は、刑訴法上、「捜査のため必要があるとき」に行われるものであり、検察官等の接見指定が適正に行い得ない事態が生じる場合には、刑訴法が接見交通権と捜査の必要とを調整しようとした趣旨を没却し、ひいては捜査に支障が生じることになると言えるから、適正な接見指定への支障は、法5条4号の捜査又は公訴の維持への支障となり得るものと解される。</p> <p>また、当審査会において見分したところによれば、本件対象文書には、接見指定に関して、実際の事例に即し、具体的な捜査の手段、方法等に関する記載がなされており、その記載内容は、捜査又は公訴の維持と無関係であると言うことはできない。</p> <p>イ 支障の及ぶおそれの有無について</p> <p>そこで問題となるのは、本件対象文書が一般に公にされることにより、捜査又は公訴の維持に支障が生じるおそれがあるかどうかであるが、個別具体的な事件の捜査状況や犯罪立証のために必要な事項等を最もよく把握しているのは当該事件を担当している検察官等の捜査機関であり、仮に「捜査のため必要があるとき」の具体例等が明らかになったとしても、検察官は、当該事件の捜査状況に応じて個別に判断し必要な接見指定を行うことができ、それが求められていると言えるから、適切な接見指定が妨げられるなどの支障が生じるものとは考え難い。</p> <p>また、接見指定そのものではなく、証拠の発見・収集・保全を行う捜査活動に直接支障を及ぼすおそれの有無についても、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、実際の事例に即し、具体的な捜査の手段、方法等が記載されているが、その内容を被疑者等が知ったとしても、そのことによって罪証隠滅等がことさら容易になるものとは解されず、本件対象文書が公にされることによって被疑者等により罪証隠滅等が行われるおそれが高まり、捜査又は公訴の維持に支障を及ぼすおそれが生じるとまで言うことはできない。</p> <p>なお、本件対象文書が公にされることによって、違法不当な弁護活動が行われるおそれがあるか否かについては、当審査会としては、そもそもいかなる弁護活動が違法不当な弁護活動であり、いかなる接見指定が適正妥当な接見指定であるのかについて、見解を述べる立場にはないが、本件対象文書が公にされることによって、被疑者等により罪証隠滅等が行われるおそれが高まると言うことができないのは上記のとおりであり、捜査機関においては、仮に違法不当な弁護活動が行われあるいはこれが行われるおそれがある場合でも、接見指定権を含む刑訴法上与えられた種々の</p>
-----	--	---

権限を適切に行使するなどして対処することができ、またそれが求められていると解されることからすれば、仮に違法不当な弁護活動が行われるおそれがあるとしても、そのことから直ちに、本件対象文書を公にすると捜査又は公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると言うことはできない。

(3) 準則・例規として取り扱われることにより支障が及ぶおそれについて

(略)

当審査会において本件対象文書を見分したところによれば、その形式及び内容から、本件対象文書は法務大臣訓令のような個別の事件に当たって検察官が従わなければならない準則・例規ではなく、各検察官がこれを参考に個別具体的事件において適正な判断をするための一つの資料として作成されたものと認めることができ、個別具体的事件の処理に当たる各検察官においても、本件対象文書につき、同様の理解をしているものと推認することができる。

したがって、弁護人等が本件対象文書を例規・準則と見て、個別の事件における接見指定に関しこれに反するとか、その記載がないから接見指定できないはずであるとか主張することがあったとしても、各検察官は本件対象文書の記載内容に拘束されるものではなく、また、その判断の当否は本件対象文書の内容によって決まるものでもないことは当然であるから、上記のような主張をされることをもって、捜査及び公訴の維持への支障と言うことはできない。

(4) 諮問庁の判断における相当の理由の有無について

接見指定をめぐっては、これまで捜査機関側と被疑者・弁護側において、その当否や手続の在り方につき鋭く争われ、種々の論争がなされてきたところであり、諮問庁が言うように、本件対象文書を開示した場合には、被疑者等に対抗措置をとられることで罪証隠滅等がされるとすれば、これが捜査や公訴の維持に影響を与えることは明らかであり、諮問庁が、本件対象文書を公にした場合の被疑者や弁護人等の行動について、種々の懸念を抱くこと自体は理解できないわけではない。しかし、上記のとおり、本件対象文書が公にされることによって、被疑者等が種々の対抗措置をとることになるものと想定することは困難であり、仮に何らかの対抗措置がとられることが予想されとしても、検察官等においては、的確な捜査と適切な接見指定を行うことによって十分これに対応することができるものと考えられる。検察官等の捜査機関においては、個別具体的事件の捜査状況を把握している立場にあるから、被疑者及び弁護人によるあらゆる防御活動を想定してこれに対応しつつ、刑訴法の規定により与えられた権限に基づいて的確な捜査や適切な接見指定を行うことによって、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現すること（刑訴法1条）が求められているものと解される。

したがって、本件対象文書が公にされることによって、捜査及び公訴の維持等に支障に及ぼすおそれがあるとの諮問庁の判断には相当の理由があるとは認め難いものと言うべきである。

<p>114</p>	<p>答申15（行情）395 「公安調査庁が1991年4月から2001年3月までの間に作成した調査活動費に関する内規の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内規を開示すべきとしたもの 	<p>3 本件各例規の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 諮問庁の説明する不開示情報該当性の内容について (略)</p> <p>すなわち、諮問庁の上記各説明は、①本件各例規は、これを公にすること自体により、提供した情報から自分が特定されることなどを危惧している情報提供者に対し、今後の公安調査庁における情報の取扱いについて不安・動揺を生じさせることで、同庁の調査事務に支障を及ぼすおそれがある旨の説明と、②本件各例規は、これを公にすれば、その結果、その内容や様式により真正な行政文書と同様の内容又は様式の文書を偽造されることとなり、種々の弊害が生じる旨説明することにより、本件各例規が、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、同時に同庁の目的からすると同条4号の不開示情報に該当するとするものと言うことができる。(略)</p> <p>(3) 諮問庁による上記(1)②の説明について</p> <p>イ 諮問庁は、種々の実例等を挙げて、調査対象団体等においては公安調査庁等の治安機関の調査活動に対して種々の対抗措置を執っており、身分証明書や名刺、ナンバープレート等を偽造している旨説明し、だからこそ、本件各例規が公にされた場合には、その様式に従って、調査活動費の取扱いに関する各種行政文書が偽造される可能性が一層高まり、外観上真正な文書との区別がより困難な文書が一層容易に作成されることとなる旨説明している。公安調査庁が、そのような懸念を抱くことは理解できないではないが、本件各例規を見分するとともに諮問庁の理由説明書等及びその説明内容を検討しても、当審査会としては、次に述べるような理由から、本件各例規を公にすることにより、調査活動費の取扱いに関する行政文書が実際に偽造されるようになり、同庁の調査活動に更なる支障が生じることになるものとまで認めることはできないものとする。</p> <p>ウ 仮に調査対象団体等がそのような内部文書とされるものの偽造を行って、諮問庁が説明するような行為を行おうとしているのであれば、流布された文書の真偽を明らかにしない公安調査庁の立場からして、正規の様式に従った文書を作成する必要はなく、他の行政機関における会計関係書類を模倣するなどして同庁の調査活動費の取扱いに関する文書を偽造することは可能と思われる。それにもかかわらず、諮問庁の説明等によっても調査活動費の取扱いに関する内部文書とされるものが流布された例はこれまでのところ見当たらないことからすると、本件各例規を公にすることにより、その様式に従って調査活動費の取扱いに関する文書が偽造されるおそれが生ずると直ちに認めることはできない。</p> <p>確かに、本件各例規が公にされることで、初めて、調査対象団体等が、その様式を悪用して公安調査庁の調査活動費の取扱いに関する文書を偽造するようになる可能性を一切否定することはできない。しかし、諮問庁が言うような公安調査庁の内部文書として偽造した文書を流布したり、同庁職員を装って犯罪等を行う手段として用いるというような目的から、殊更に調査活動費の取扱いに関する同庁の内部文書が選ばれ、これに見せかけた文書が実</p>
------------	--	--

		<p>際に偽造されるようになると判断するに足る具体的な根拠を見出すことはできない。同庁の情報提供者の洗い出しや内部の反対派攻撃等を行ったりする手段として用いるということについても、同様に言うことができる。</p> <p>また、当審査会において本件各例規を見分した上で、公安調査庁における本件各例規に規定されている様式に係る文書の作成状況等を諮問庁から確認した結果を考慮しても、同庁が調査活動を適正に遂行する過程において、偽造された文書が真正のものでないことをその内容に言及することなく説明するために本件各例規の様式を秘匿することが必要であると認めるに足る事情を見出すことはできず、この点に関する諮問庁の説明も認めることはできない。</p> <p>3 本件不開示決定の妥当性</p> <p>以上のことから、本件各例規につき、法5条4号及び6号の不開示情報に該当するとして不開示とした本件不開示決定については、本件各例規は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものとは認められず、よって、同条4号の不開示情報に該当するということもできないので、その全部を開示すべきであると判断した。</p>
115	<p>答申16（行情）3 「平成9年3月分の検察旅費請求書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 検察旅費に係る出張内容について捜査及び公訴の維持への支障を認めたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(2) 旅費請求書について</p> <p>(略)</p> <p>イ 出張内容について</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 出発地及び到着地の各欄に記載されている「大阪地検」との記載を除くその余の記載が不開示とされている旅費請求書について</p> <p>諮問庁は、旅費請求書の出張内容に係る各欄の記載のうち、出発地及び到着地の欄に記載されている「大阪地検」との記載を除くその余の部分が不開示とされているのは、(i) 判決が未確定の刑事事件に関する捜査のための出張内容に関する記載である場合か、(ii) 特捜部が独自捜査を行った際の出張内容に関する記載である場合であると説明する。</p> <p>当審査会においては、本件対象文書を見分し、諮問庁の説明を聴取したが、本件対象文書に記載されている出張者の氏名や役職、備考欄に記載されている出張の目的等を照らし合わせても、上記のような諮問庁の説明とそごする記載は見いだすことができないので、諮問庁の上記説明は、これを是認することができる。</p> <p>そこで、上記(i)又は(ii)の場合に、不開示とされた出張内容に係る各欄の記載が法5条4号の不開示情報に該当すると認められるかを検討する。</p> <p>まず、上記(i)の場合、当該刑事事件は、なお捜査中であるか公判係属中であるから、検察庁職員が出張した用務先等が明らかになれば、事件関係者が当該事件の捜査や公判における立証に対する対抗措置を執ることを容易にさせ、さらには、口裏合わせや関係証拠の廃棄等の罪証隠滅工作を誘発するおそれ</p>

		<p>があると言することができる。このようなおそれは、不開示とされた出張内容に係る各欄の記載の全部を公にして用務先を明確にした場合に生ずるのみならず、日付や旅費の額等の記載の一部のみを公にした場合であっても、関係者においては、それらの記載を出張者の氏名や役職等の既に開示されている情報と共に集積検討し、自己の保有する情報等と照合することで、捜査の対象や目的等を推測することが容易になるものと言することができるので、同様のおそれは否定することができない。</p> <p>したがって、上記（i）の場合、不開示とされた記載は、これを公にすれば、当該刑事事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると諮問庁が認めたことには相当の理由があると言ことができ、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められるので、不開示としたことは妥当である。</p> <p>次に、上記（ii）の場合、諮問庁は、特捜部における捜査は、流動的かつ発展的であって、他の捜査部での捜査に比して、特に密行性が強く求められ、捜査が終結し、又は裁判が確定した後であっても、当該事件の捜査で得られた証拠資料等は、その事件に限られず、これから派生する新たな関連事件の捜査の端緒になり得ることなどから、個々の被疑事実に関する裁判が確定したか否かにかかわらず、これを公にすれば、今後の捜査又は公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるので、法5条4号の不開示情報に該当する旨説明する。諮問庁から口頭説明を聴取した結果等を勘案すると、特捜部における捜査の実態に関する諮問庁の説明はこれを是認することができ、それを前提とすると、特捜部の捜査における出張内容の記載は、いずれも今後の捜査や公訴の維持に関する情報と認めることができるので、これを公にした場合における支障については、上記（i）と同様に判断することができる。</p> <p>したがって、上記（ii）の場合についても、不開示とされた記載は、これを公にすれば、当該刑事事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めたことには相当の理由があると言ことができ、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められるので、不開示としたことは妥当である。</p>
116	<p>答申16（行情）71, 72 「最高検察庁における調査活動費に関する支払明細書の一部開示決定に関する件外1件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高検の調査活動費に係る領収書等について捜査等への支障を認めたもの 	<p>イ 不開示情報該当性について （略）</p> <p>上記アで述べたとおり、個々の支払に関する領収書には、最高検における調査活動費の個別具体的用途が記載されているものと認められ、協力者の氏名や謝金の交付時期及び金額等が記載されている場合には、これらは筆跡とともに、当該協力者の特定につながり得るものと言することができるので、これらが公にされれば、上記1（2）で述べたとおり、当該協力者から今後の協力を得ることが不可能となり、更には当該協力者の生命・身体等に危害が及ぶおそれがあるのみならず、協力の事実自体を秘匿しつつ検察庁の調査活動に協力している他の協力者からも、今後の調査活動への協力を得ることは極めて困難になるおそれがあると言することができる。</p> <p>また、職員による個別の調査活動の時期、方法、これに要した金額</p>

		<p>等が記載されている場合には、これらが公にされれば、上記1（2）で述べたとおり、当該調査活動の対象者やその関係者においては、罪証隠滅等の対抗措置を執ることが容易になるものと考えられ、調査活動によって必要な情報や資料を収集することが困難になるおそれがあると言える。</p> <p>さらに、個々の支払に関する領収書の性質やその記載事項からすれば、金額、日時、氏名等の記載の一部のみを公にした場合であっても、調査活動に支障が及ぶおそれを否定することはできない。</p> <p>したがって、個々の支払に関する領収書には、これを公にすれば、最高検における調査活動に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪の捜査・公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると検事総長が認めることにつき相当の理由がある情報が記載されているものと言えることができ、その記載はいずれも法5条4号の不開示情報に該当すると認められ、法6条1項による部分開示をすることもできないので、法5条1号該当性について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。</p>
117	<p>答申16（行情）639 「労働基準監督官必携平成14年度版の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法処分及び行政処分の基準を定めた行政文書について、それぞれ法5条4号及び6号イ該当性を認めたもの 	<p>3 不開示情報該当性の検討</p> <p>(1) 文書a, b, c, e及びfについて (略)</p> <p>当審査会が見分したところ、文書aについては、各年度における監督機関が行う司法処理の具体的な対応方針が記載されていることが認められる。文書bについては、監督機関が行う司法処理に関する基本的考え方、業務の要領及び具体的な基準等が詳細に記載されていることが認められる。文書e及び文書fについては、賃金不払事件及び労働基準法・労働安全衛生法等違反事件に係る司法処理上の取扱いに当たって留意すべき事項が具体的に記載されていることが認められる。文書cについては、司法処理基準に該当しない事例であっても、司法処分すべきものの事例が具体的に記載されていることが認められる。</p> <p>したがって、これらの記載が公になれば、監督機関がどのような法令違反について司法処理するかという基準や事案に応じてどのようにして司法処分に至るのかその手法、手順等が明らかになると認められる。</p> <p>このため、司法処理について具体的に記載されているこれらの文書が公になれば、相当の事業場において多くの法令違反が蔓延することが強く懸念され、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明には、相当の理由があるものと認められる。</p> <p>以上のことから、当該文書は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であって、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示が妥当である。</p> <p>(2) 文書dについて (略)</p> <p>当審査会において、文書dを見分したところ、使用停止等処分基準及び緊急措置基準並びにその運用について詳細に記載されていることが認められる。したがって、これらの記載が公になれば、監督</p>

		<p>機関が使用停止等を命令する法令違反の範囲が明らかになるとともに、事案に応じてどのように使用停止等を命令し、又はこれを解除するか等が明らかになるものと認められる。</p> <p>このため、当該文書が公になれば、上記の諮問庁の説明のとおり、(i)労働者の安全衛生の確保が円滑に図られないこと、(ii)労働者からの事業場に係る相談及び情報提供等の協力が得られないこと、(iii)事業場の実態の正確な把握又は違法な行為の発見を困難とすること、などのおそれがあり、検査及び取締り事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。</p> <p>なお、行政手続法12条1項は、「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と規定しており、処分基準の設定とともに、公表についても行政庁の努力義務としているが、基準の公表を努力義務にとどめているのは、基準を設定できない場合もあることに加え、これにより脱法的な行為が助長される場合も想定されることによる。本件においても、文書dが公になれば、上記のとおり、文書dに記載された処分・措置基準の明示を通じて命令を受けない違反事例を明らかにすることが違法行為を促すおそれがあると認められ、開示しないことは、行政手続法の上記条項の趣旨に反するものではない。</p> <p>したがって、文書dは、法5条6号イに該当し、不開示が妥当である。</p>
118	<p>答申18(行情)371 「大阪拘置所の職員研修用出欠確認一覧表の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 印刷局職員録に登載されていない矯正職員の氏名等について、法5条4号該当性を認めたもの 	<p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について</p> <p>(1) 職員の氏名に係る本件不開示部分について</p> <p>諮問庁は、理由説明書において、本件不開示部分に記載されている職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、印刷局職員録に登載されていないものであることから、法5条1号の不開示情報に該当すると説明している。また、諮問庁が理由説明書において述べている、「被収容者の身柄を強制的に収容している矯正施設で勤務する職員の氏名を公にした場合、例えば、被収容者又はその関係者等から、当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃などが加えられるおそれがある」との説明について、その趣旨を諮問庁口頭説明において確認したところ、矯正施設で勤務する職員の氏名を公にした場合、職員等に対する不当な圧力等が加えられるおそれを増大させ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、矯正施設における士気の低下を招き、適正な職務の遂行に支障を生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当するとのことであった。</p> <p>そこで、被収容者等から矯正施設の職員等に対し、不当な圧力等が加えられた具体的な事案等について、諮問庁から資料の提示を受けたところ、被収容者等から矯正施設の職員等に対して不当な圧力</p>

		<p>等に加えられた事案が実際に数多く発生している実情が見受けられ、その中には、職員の氏名が知られることにより、不当な圧力等を加えることが更に容易となるものと考えられるような事案が認められた。また、当審査会において、本件対象文書を見分するとともに、印刷局職員録を確認したところ、本件不開示部分に記載されている職員の氏名は、印刷局職員録に登録されていないことが認められた。</p> <p>以上の状況にかんがみれば、本件不開示部分に記載されている職員の氏名を開示することとした場合、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、当該職員の氏名は法5条4号の不開示情報に該当すると認められることから、同条1号及び6号については判断するまでもなく、当該職員の氏名を不開示としたことは相当である。</p>
119	<p>答申18（行情）437 「名古屋地方検察庁の特定職員に係る出勤簿の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地検特捜部職員の氏名及び印影につき、法5条4号該当性を認めたもの 	<p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について（略）</p> <p>諮問庁は、名古屋地検特別捜査部所属の検察事務官の氏名及び印影は、これらを公にすることにより、①検察事務官に対し、具体的事件の関係者（被疑者・被告人のみならず、場合によっては告訴人等）、当該事件に関心を有している者らから、自己の希望する捜査や処分、公判活動をしてもらうための働き掛けや妨害行為が可能又は容易になり、あるいは、特別捜査部が内偵している事件を含めて、事件の捜査状況や公判への対応状況が推知されるなど、捜査、公判に支障を及ぼすおそれが強い、②具体的事件の関係者が、自己の希望する捜査や処分、公判活動をしてもらえなかった不満などから、捜査、公判等に関与した検察事務官に対して、その氏名から住所等を探し出し、何らかの攻撃を受けるなど、逆恨みの対象になるおそれがあるとして、犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号の不開示情報に該当する旨説明している。</p> <p>諮問庁の上記説明については、特別捜査部がその独自捜査等によって社会的に注目度の高い複雑かつ組織的な事件を捜査・処理し、公判にも対応していることを考慮すると、事件の捜査・処理状況や公判への対応状況を事件関係者等に推測されることとなれば、特別捜査部の捜査に支障が及ぶと諮問庁が判断したことには相当の理由があるものと言うことができるので、名古屋地検特別捜査部所属の検察事務官の氏名及び印影は、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。</p>
120	<p>答申19（行情）276及び277 「違法情報に関する通知について」等の一部開示決定に関する件及びインターネット・ホットラインセンターから通報を受けた文書等の一部開示決定に関する件」</p>	<p>3 不開示情報該当性について (2) 法5条4号該当性について イ 「掲載されている場所」欄について</p> <p>当該不開示部分には、違法情報がインターネット上のどこに存在するのかわかる、サイトの名称、URL等の情報が記載されていることが認められる。</p> <p>これらの情報は、これを開示することにより、警察がどの違法情報を捜査対象としているのかわかり、違法情報等に係る被疑者や事件関係者に当該捜査の内容が推察され、又は犯罪行</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 違法情報がインターネット上のどこに存在するかを示す、サイトの名称、URL等について、4号該当で不開示相当としたもの 	<p>為の隠ぺいや証拠隠滅などの対抗措置が講じられるなど、犯罪の捜査等に支障が生じるおそれがあることを否定できない。</p> <p>したがって、当該不開示部分については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があり、法5条4号の不開示情報に該当すると認められることから、不開示とすることが相当である。</p>
121	<p>答申19（行情）424 「特定会社に係る個人情報漏えい等に関する報告等の一部不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 原処分で不開示とした漏えいした戸籍データに係る地方公共団体の名称について、開示しても、直ちに脅迫、恐喝等の犯罪を誘発する等のおそれがあるとは言えないことから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは言えないとして法5条4号に規定する不開示情報に該当しないので、開示すべきとしたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 文書1及び文書5について</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法5条4号該当性について</p> <p>諮問庁は、口頭説明において、漏えいした戸籍データに係る地方公共団体の名称について、①恐喝未遂事件の被告人から特定会社に対して、地方公共団体の名称について言及があったものの、言及の内容の真偽は不明である、②恐喝未遂事件の公判においても、地方公共団体の名称は明らかにされていない、③漏えいしたとされる戸籍情報を警察が押収しており、客観的に判断できる事実を得られないとする。その上で、公表されていない、あるいは公開情報から一般に特定できるものではない当該地方公共団体の名称を公にすることにより、当該地方公共団体の住民に無用の混乱・不安を生じさせ、これに乗じて当該地方公共団体のみならず当該地域住民等を相手とした脅迫、恐喝等の犯罪を誘発する等、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当すると説明する。</p> <p>しかしながら、当該地方公共団体の名称を開示した場合、戸籍情報を悪用した犯罪発生の可能性が全くないとは言えないが、諮問庁によれば、本事件については、既に新聞（平成18年9月）により、都道府県名まで報道されている中で、かかる犯罪を誘発したとの事実は確認されておらず、また、本件戸籍データの二次漏えいも確認されていないとのことであるから、当該地方公共団体の名称を開示しても、直ちに脅迫、恐喝等の犯罪を誘発する等のおそれがあるとは言えない。</p> <p>したがって、当該情報は、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは言えないから、法5条4号に規定する不開示情報に該当しないと判断される。</p>
122	<p>答申21（行情）603 「平成20年度CPA派遣報告書の提出について」の一部不開示決定に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員の氏名等について、一定の範囲の者については、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそ 	<p>1 本件対象文書について</p> <p>本件対象文書は、「平成20年度CPA派遣報告書の提出について」（H21. 1. 28）及び同文書に添付されたDVDである。</p> <p>処分庁は本件対象文書の一部につき、法5条1号、3号及び4号該当を理由に不開示とする原処分を行い、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。</p> <p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 報告書（文書）</p>

	<p>れがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるとして法5条4号による不開示を認めつつ、その範囲外の者については、氏名等に公表慣行があるとして、上記のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは言えないので開示すべきとしたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> DVDを部分開示する際には、開示部分のみをつなぎ合わせて開示すると不開示部分の場所が分かりにくいので、不開示部分が容易に判別できる方式を工夫するなど適切に処理するよう求めたもの 	<p>(略)</p> <p>エ 巡視船しきしま乗組員及びその他職員1名の氏名、所属、役職、人数並びに写真に係る部分</p> <p>上記に係る不開示部分には、巡視船しきしまの船長を除いた乗組員及びしきしまに乗船していたその他職員1名の氏名、所属、役職、人数並びに写真が記載されていることが認められる。</p> <p>乗組員の氏名及び写真については、これらの情報を公にすることにより、当該乗組員の具体的な職務内容等が明らかになり、当該乗組員又はその家族に危害が加えられるおそれがあり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、法5条4号により不開示としたことは妥当である。</p> <p>しかしながら、その他職員1名の氏名、所属及び役職については、当該職員は乗組員ではなく、独立行政法人国立印刷局発行の職員録に氏名、所属及び役職が掲載されているなど氏名等を公表する慣行のある者であることから、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名、所属及び役職を公にしても、犯罪の予防、鎮圧又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、行政機関の長が認めることについて相当の理由があるとまで認められないことから、法5条4号に該当するとは認められず、開示することが相当である。</p> <p>(略)</p> <p>(2) DVD</p> <p>(略)</p> <p>3 異議申立人のその他の主張について</p> <p>(略)</p> <p>なお、開示実施したDVDは不開示部分を単純に削除したものを開示しているところ、本件においては異議申立人が不開示部分を特定することが必ずしも容易でない方法でDVDを開示した結果となっており、適当とは言えない。</p> <p>DVDについては、オリジナルのDVDの不開示部分を単純に削除するにとどめると、開示請求者は不開示部分を容易には特定できないことになることから、今後、開示決定に係るDVDの写しを作成する際には、不開示部分が容易に判別できる方式を工夫するなど適切に処理することが望まれる。</p>
123	<p>答申22(行情)133 「本省指定職で自宅送迎をしている公用車の運転記録の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 公用車の運転記録のうち、使用者(役職名)、部局課名、入出庫時間、運行管理時間、行先、運転区間を開示すべきとしたもの 	<p>2 不開示情報該当性について</p> <p>(略)</p> <p>(1) 自動車運行表</p> <p>(略)</p> <p>イ 「部局課」欄(欄外の部局名を含む。)</p> <p>当該部分には、厚生労働省幹部の職名が記載されており、これは法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるが、公用車の運行記録という公務員の職務の遂行に係る情報であることから、法5条1号ただし書ハに該当し、また、当該部分を開示することによって、犯罪の</p>

予防及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとも認められないことから、同条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ただし、当該部分のうち、職員の休暇に係る情報が記載された部分については、職員個人に関する情報であり、職員の私生活の内容にかかわるものであって、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、法5条1号ただし書ハに該当するものとは認められず、また、同号ただし書イ及びロにも該当するとも認められないので、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 「出庫時間」欄及び「入庫時間」欄

当該部分には、厚生労働省幹部の公用車に係る出庫時間及び入庫時間のみが記載されていると認められ、これを公にしたからといって、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、「車輛番号」欄を公にしなければ、当該公用車が特定される可能性は低いものと考えられ、当該公用車を使用する厚生労働省幹部の安全性の確保に支障が生じるとは考えられず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 「行先」欄

処分庁は、「行先」欄のうち、議員会館、他省庁等に係る詳細な行き先を記載した部分を不開示としているが、その内容は厚生労働省幹部が通常の職務において往来する場所を記載したものであると認められ、これを公にしたからといって、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。また、当該部分を公にしても、「車輛番号」欄を公にしなければ、当該公用車が特定される可能性は低いものと考えられ、当該公用車を使用する厚生労働省幹部の安全性の確保に支障が生じるとは考えられず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 運転管理報告書(日報)

(略)

ウ 「使用者名」欄

当該部分には、厚生労働省幹部の職名が記載されているが、当該部分を開示することによって、犯罪の予防及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとも認められないことから、法5条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 「運行管理時間」欄

当該部分には、厚生労働省幹部の公用車の運行開始時間及び終了時間のみが記載されており、(1)ウと同様の理由により、これを公にしたからといって、犯罪の予防及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、法5条4号及

		<p>び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p> <p>オ 「運転区間」欄</p> <p>処分庁は、「運転区間」欄のうち、本省及び国会以外の行き先を記載した部分を不開示としているが、その内容は厚生労働省幹部が職務において往来する場所及び当該幹部の自宅住所の一部や自宅近くの駅名等を記載したものであると認められる。</p> <p>(ア) 当該部分のうち、厚生労働省幹部が職務において往来する場所が記載された部分については、(1)エと同様の理由により、これを公にしたからといって、犯罪の予防及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、法5条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p> <p>(イ) 当該部分のうち、当該幹部の自宅住所の一部や自宅近くの駅名等が記載された部分については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるが、諮問庁が説明するとおり、厚生労働省幹部の住所等の情報は名簿等の形で流通していることから、これは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書きに該当し、また、これを公にしたからといって、犯罪の予防及び事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、法5条4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
124	<p>答申22(独情)21 「下請業者届」の一部開示決定に関する件」</p> <p>・ 競馬の公正確保等に支障が生じるおそれがあるとして、下請業者の名称を不開示としたもの</p>	<p>3 不開示情報該当性について</p> <p>(1) 委託事業</p> <p>本件対象文書に係る下請業者に委託した業務について、その業務内容と下請業者名簿等を不開示とした理由とを基に次のとおり分類した上、本件対象文書を見分した結果、諮問庁の職員からの口頭説明を聴取した結果及び諮問庁から提示を受けた競馬場の図面等を確認した結果に基づき、各分類ごとに不開示情報該当性について検討する。</p> <p>① 競馬場等の事務所内及び周辺道路等における清掃、広報・PRコーナーの運用及びイベント開催等業務</p> <p>② きゅう舎地区における清掃、防疫、搬送及び管理等業務</p> <p>③ 警備業務</p> <p>④ 各種設備保守等業務</p> <p>⑤ ビデオ制作等業務</p> <p>⑥ 騎手用の寮の管理業務等</p> <p>⑦ 各種工事に係る設計・監理業務</p> <p>⑧ その他</p> <p>ア 競馬場等の事務所内及び周辺道路等における清掃、広報・PRコーナーの運用及びイベント開催等業務</p> <p>本件業務は、競馬場等の事務所、ウインズ内のファンエリア及び周辺道路等における清掃、害虫駆除、除雪及び広報・PRセンターの運用並びにイベント開催等を行うものであり、作業員の控室等は、一般の者が出入りすることができない業務地区内にあり、当該地区には、競馬施行において重要な施設である現金管理室、電算機室、整理本部及び勝馬投票券発売所・払戻所があるこ</p>

		<p>とが認められる。</p> <p>諮問庁の口頭説明によれば、①現金管理室及び勝馬投票券発売所・払戻所は当該競馬場等の勝馬投票券の売上金を、②電算機室は各種システムを、③整理本部は入場者の整理、競馬に関する犯罪及び不正の防止、品位及び衛生的な環境の保持、災害防止並びに交通対策等をそれぞれ取り扱っている部署であり、競馬施行において重要な施設であることから、下請業者は、これらの施設がある区域には日本中央競馬会が発行した通行許可証を提示して出入りし、作業を行っているとのことであった（以下、業務地区における他の業務においても同じ）。</p> <p>下請業者の名称が公にされた場合、悪意のある者が自己の利益等のために下請業者に対する不正な接触、ろう絡及び通行許可証の偽造等を図り、業務地区内にある各種システムへの不正アクセス及びデータの改ざん等を行うおそれがあり、これにより、公正な競馬の施行を妨げる行為、例えば、勝馬投票券の購入の際に参考となるオッズ（払戻しの率）及び馬体重等に関する不正に操作された誤った情報を流出させて、自己が投票しようとする勝馬投票券のオッズを不当に引き上げることなども可能になる。</p> <p>したがって、このような事態になれば、日本中央競馬会の業務に重大な支障を及ぼすとともに、公正な競馬を行うことができず、競馬に対する国民の信頼が失われ、ひいては、日本中央競馬会の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法5条4号トに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。</p> <p>（イないしクは、アと同様の判断なので省略）</p>
24-12	<p>答申24（行情）214 「特定拘置所視察委員会意見書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定死刑確定者のテレビ及びDVDの視聴が認められていない理由等について、これが明らかにされたとしても、特定拘置所が被収容者（死刑確定者）の状況に係る事実等を正確に把握することが困難となるおそれがあるとは考え難く、特定拘置所が誤った判断に基づき視聴を認めることにより、異常事態をじゃっ起させ、又は、その発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁 	<p>2 不開示部分の不開示情報該当性について （略）</p> <p>（6）特定死刑確定者のテレビ及びDVDの視聴が認められていない理由等 （略）</p> <p>イ 諮問庁の上記説明を検討する。</p> <p>視聴が認められない理由が明らかにもされたとしても、テレビ及びDVDの視聴が認められるようにするために、認められない理由となった点につき、自己を偽る言動を繰り返すことは、そもそも困難であるとみられるのであり、特に、被収容者（死刑確定者）が終始監視される立場にあることをも考慮すると、そうした自己を偽る言動によって、特定拘置所が正確な死刑確定者の状況に係る事実等を把握することが困難となるおそれがあるとは考え難い。したがって、特定拘置所が誤った判断に基づき視聴を認めることにより、異常事態をじゃっ起させ、又は、その発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できず、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるとは認められない。同様に、被収容者の収容を確保するという矯正施設における事務の適正な遂行にも支障を生ずるおそれがあるとも認</p>

	<p>の説明は首肯できないなどとして、5条4号及び6号柱書き該当性を否定した例</p>	<p>められない。したがって、当該不開示部分は、法5条4号及び6号に該当せず、開示すべきである。</p>
24-13	<p>答申24（行情）505 「平成22年度水質汚濁防止法等の施行状況調査票等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法等の施行状況調査票等の中の、同法等に違反する行為の具体的内容及びこれに対する処罰の内容が記載されている部分について、その全てを公にすると、どの程度の違反であれば処罰されるのかといった傾向を事業者に類推されるおそれがあり、5条4号に該当するものの、違反に係る数値及び処罰の内容が公にされないかぎり、違反行為の具体的内容が公にされても、前記のようなおそれはないと認められるとして、数値を除く違反行為の具体的内容については、同号該当性を否定した例 	<p>2 不開示情報該当性について （略） （3）以下、本件不開示部分の不開示情報該当性につき、条文に則して検討する。 （略） イ 法5条4号該当性について （ア）本件不開示部分のうち、前記ア以外の部分欄については、排水基準違反の具体的な違反内容等の外、処罰に関する内容が記載されていることから、これらの記載が公にされれば、どの程度の違反内容であれば処罰されるのか等の傾向を事業者に類推されることになると認められる。また、別紙1に掲げる文書1ないし文書3を見分するに、「告発、送致、起訴、判決等がなかった場合は、該当する欄を空白とすること。」と記載されており、空白の部分であっても、当該部分を公にすると、どの程度の違反内容であれば処罰されるのか等の傾向を事業者に類推されることになると認められる。したがって、本件不開示部分のうち、前記ア以外の部分欄が全て公になると、水質汚濁防止法施行の適正な遂行に支障を及ぼし、処罰されない限度の違反を誘発するなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当すると認められる。 （イ）しかしながら、前記ア以外の不開示部分の記載のうち、具体的な違反内容等が記載されている部分に限れば、これを公にしても、違反に係る数値及び処罰に関する内容が記載されている部分が公にされない限り、どの程度の違反内容であれば処罰されるのか等の傾向を事業者に類推されることにはならないものと解される。 したがって、前記ア以外の不開示部分の記載のうち、違反に係る数値及び処罰に関する内容が記載されている部分については、法5条4号に該当し不開示とすることが妥当であるが、違反に係る数値及び処罰に関する内容が公にされない限りにおいて、具体的な違反内容等が記載されている部分については、同号に該当しないものと認められる。</p>
24-14	<p>答申24（行情）512 「主計局長及びその任命権者の氏名及び経歴が分かる文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求書に不穏当な文 	<p>3 不開示情報該当性について 本件開示請求書には、諮問庁が説明するとおりの不適切不穏当な表現が記載されており、また、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、平成24年6月26日当時の特定主計局長の略歴（文書1）及び財務大臣の略歴が記載された閣僚名簿（文書2）であることが認められる。 本件開示請求書に記載されている不適切不穏当な表現は、異議申立</p>

	<p>言が記載されているという個別の事情を不開示処分理由とするのは法の予定するところではないとして、5条4号該当性を否定した例</p>	<p>人の心情等の個別の事情にすぎず、こうした本件の個別の事情をもって不開示処分の理由とするのは、法の予定するところではないと解される。</p> <p>また、平成24年6月26日当時の主計局長及び財務大臣については、官報を始め様々な媒体で公になっているところ、本件対象文書を見分するに、同文書には、当該主計局長及び財務大臣の氏名、経歴等が記載されているにすぎず、住所、電話番号等が記載されているわけではないから、本件対象文書が公になったとしても、このことによつて、当該主計局長及び財務大臣に危害が及ぶおそれが増すといった事情が存するとまでは認められない。</p> <p>したがつて、本件対象文書を公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとまでは認められないことから、本件対象文書については、法5条4号に該当するとは認められない。</p>
26-13	<p>答申26（行情）132</p> <p>「平成23年度水質汚濁防止法等の施行状況調査票の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づく改善命令が発せられた事例の汚染状態の数値について、同種事例の継続的な把握により、改善命令を発動する実務上の目安を想定され、基準値を超えた排水を排出しても直罰規定を適用されず、改善命令にとどまると受け取られ、違反行為を誘発するおそれがあるとして、5条4号該当性を認めた例 	<p>2 本件不開示情報該当性について</p> <p>(1) 本件対象文書を見分するに、本件対象文書は、①水濁法13条1項に基づく改善命令等の記載であり、「違反のおそれの内容」として「項目・物質」が記載されたもの、②排水基準違反（水濁法31条1項1号）に係る送致状況が記載されたもの、③水濁法12条1項に違反する罰則の適用が記載されたもの、④瀬戸内海法11条の措置命令が記載されたものから成り、本件不開示部分は、上記①に係る「違反のおそれの内容」として「項目・物質」欄に記載されている事項のうち、違反に係る数値の部分であると認められる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 当審査会において、水濁法の関係条文を確認したところ、排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出した場合は、同法12条1項の規定に違反し、この違反行為に対しては、同法31条1項1号において、改善命令等を経ずに直ちに罰則が適用されるいわゆる直罰規定が定められている。また、同法13条1項には、排出基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、都道府県知事が、その者に対していわゆる改善命令又は一時停止命令を発することができる旨定められている。</p> <p>(5) そうすると、改善命令が出された事例について、その数値が公表され、基準値を超えていた場合、継続的にこうした事例を把握することにより、改善命令を発動する実務上の目安を想定することが可能となり、事業者において、基準値を超えた排水を排出しても直罰規定を適用されず、改善命令等が発動されるにとどまると受け取られ、水濁法12条1項の違反行為を誘発する可能性がある。</p> <p>したがつて、本件不開示部分に当たる違反に係る数値は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当する。</p> <p>(6) さらに、改善命令に係る排水の汚染状態の具体的数値を公にすることにより、改善命令が発せられない違反の程度を事業者が想定</p>

		<p>して、それに達しない程度の違反行為を誘発するなど、行政機関が行う検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法5条6号イにも該当する。</p>
26-14	<p>答申26（行情）389 「特定領置番号特定符号に係る領置票の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 領置票の様式部分について、公にしても、証拠品に関する記入欄全体を記入の有無にかかわらず不開示とすれば、「符号の最大値」に至るまでの符号の取り方等が公になることはなく、また、領置票の枚数が明らかになることは否定できないが、捜査の規模等の推測は概括的なものにとどまるものであることから、本件が捜査・公判中であるなど考慮すべき特段の事情が認められない中では、5条4号に該当しないとした例 	<p>2 不開示情報該当性について (略) (3) 検討 ア 領置票全部について 領置票における、①「当該事件の特定に係る部分」(領置番号、送致警察署・移送検察庁、事件番号、主任検察官、罪名、事件処分及び被疑者の各欄)のうち現に記入されている文字、数字等(ただし、領置番号については、後記イ(イ)で別途検討する。)、②「個々の証拠品に関する部分」(受入年月日所属課長等印、符号、品名、数量、歳入歳出外現金出納官吏又は証拠品保管責任者受領年月日印、処分命令年月日印、命令要旨及びてん末の各欄)の記入欄全体、③「備考」欄の現に記入されている文字・数字及び担当者印・ゴム印(日付印も含む。)、④「その他担当者が押印する部分」(受入取扱者印、追送等受入取扱者印、命令要旨欄記入者印及び最終調査者印の各欄)のうち現に担当者印が押印されている欄全体、⑤その他領置票様式枠外に現に記入されている文字・数字及び押印された担当者印・ゴム印部分が、不開示となるのであるから(その不開示理由は後記イ(ウ)のとおり。)、押収された物の具体的な点数やその品名、数量、押収の時期、被押収者及び処分の有無・内容等が公にされることはない。</p> <p>そのため、上記(2)アのような事態は生じず、また、領置票の様式部分を開示しても、領置票上の「符号の最大値」及び「符号の最大値」に至るまでの符号の取り方が公になることはないため、捜査機関の捜査内容や手法等が公になることもない。ただ、領置票の様式部分を開示すると、領置票の枚数が明らかになり、その枚数から捜査等の規模等が一定程度推測される可能性は否定できないものの、領置票には、空欄のある箇所があることなどからすれば、その推測は概括的なものにとどまるものであって、捜査機関の捜査内容や手法等が公になることもない。</p> <p>したがって、領置票全部について不開示としなければ、捜査機関の捜査内容、手法等が公になり、犯罪の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとまでは認められない。</p> <p>なお、上記の判断は、諮問庁の説明においても、本件について捜査・公判中であるなど考慮すべき特段の事情があるとは認められないことを前提とするものである。</p>
27-10	<p>答申27（行情）896 「依存性薬物検討会の資料一式の不開示決定に関する件」</p>	<p>3 本件対象文書2の不開示情報該当性について (略) (1) 依存性薬物の規制に係る基本的な考え方や判断の基準が記載された文書について ア 当該文書の不開示情報該当性について、諮問庁は以下のとおり</p>

<p>・ 依存性薬物検討会の配布資料のうち、依存性薬物の規制に係る基本的な考え方や判断の基準が記載された文書（開示すべきと判断する部分及び検討会委員の氏名を除く。）について、公にすることにより人体に害をなす物質が蔓延し、犯罪を惹起する可能性があるなどとする諮問庁の説明は、依存性薬物に起因する事件・事故が多発している現在の社会状況を踏まえると一概に著しく不合理であるとして否定するには至らないことから、法5条4号に基づき不開示妥当と判断した例</p>	<p>説明する。</p> <p>当該文書には、麻薬指定等のプロセスや指定に当たり考慮すべき要素、すなわち、規制する側の着眼点やより重要視している事項が記載されている。このため、仮にこれを公にすると、麻薬指定等においてどのような資料を参考にし、指定の基準をどのように判断しているかが明らかとなる。これらの情報が明らかになると、人体に影響を及ぼし、保健衛生上の危害を生じさせるような依存性薬物を規制から逃れつつ、新たに作成しようとする者達に知れ渡った場合、麻薬の基準を満たさないが、人体に害をなす物質が蔓延し、犯罪を惹起し、公共の安全が脅かされる可能性がある。また、物質指定に関する検討を行うために意見を聞いている専門家や、物質に関する情報入手ルート等が明らかになると、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から、妨害や不当な圧力がかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び調査研究に係る事務に関してその公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがある。</p> <p>以上のことから、当該文書は、法5条4号、5号並びに6号イ及びハに該当する。</p> <p>イ（略）</p> <p>当該文書には、依存性薬物の規制に関する基本的な考え方や判断の基準等が記載されており、その中には、規制する側の着眼点やより重要視している事項に係る情報が含まれていることが認められる。</p> <p>そうすると、仮に、当該文書を公にすると、依存性薬物を指定して規制する際にどのような資料を参考にし、指定の基準をどのように判断しているかが明らかとなり、これにより、人体に害をなす物質が蔓延し、犯罪を惹起し、公共の安全が脅かされる可能性がある等の上記アの諮問庁の説明は、依存性薬物に起因する事件・事故が多発している現在の社会状況を踏まえると一概に著しく不合理であるとまではいえない。</p> <p>ウ そこで検討するに、当該文書のうち、別紙に掲げる部分は、規制に係る一般的な記載内容や既に法律等で公となっている記載内容であることから、仮にこれを公にすると、犯罪を惹起する可能性がある等の諮問庁の説明を是認することは困難であり、法5条4号、5号並びに6号イ及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p> <p>次に、当該文書のその余の部分のうち、検討会委員の氏名については、物質指定に関する検討を行うために意見を聞いている専門家が明らかになると、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力がかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認することができ、法5条5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。</p> <p>また、その余の部分から検討会委員の氏名を除いた部分については、仮にこれを公にすると、人体に害をなす物質が蔓延し、そ</p>
---	---

		<p>の作用によって犯罪を惹起し、公共の安全が脅かされる可能性がある等の諮問庁の説明は、依存性薬物に起因する事件・事故が多発している現在の社会状況を踏まえると一概に著しく不合理であるとして否定するには至らないため、その説明を是認せざるを得ない。</p> <p>したがって、これを公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条5号並びに6号イ及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p>
30-8	<p>答申30（行情）225 「特定法人が特定日に提出した報告書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定法人に係る個人情報流出事案に際して当該法人が処分庁に提出した報告書のうち、特定警察への相談に係る不開示部分につき、既に当該事案に係る刑事手続が終了しており、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条4号に該当せず、開示すべきとした例 	<p>2 不開示情報該当性について (略) (2) 法5条4号該当性について 本件不開示部分のうち、別表4の番号2欄に掲げる部分については、特定法人1及び2が相談した警察の名称であり、既に本件事案に係る刑事手続が終了しており、これを公にしたとしても、警察内部の連携等の捜査手法が明らかになる等捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条4号に該当せず、開示すべきである。</p>
1-9	<p>答申1（行情）625 「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票（特定期間分）の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 失踪した外国人技能実習生に係る聴取票の記載内容は、法5条4号に該当するとして不開示とし、当該文書が、国会の要請により国会議員に閲覧が認められたものであるとしても、情報公開法に基づく行政文書の開示とは異なるとした例 	<p>2 本件不開示部分の不開示情報該当性について 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、①「容疑者について」欄、②「送出し機関について」欄、③「実習実施機関（実習実施者等）について」欄、④「就労について」欄及び⑤「就労先を斡旋した者について」欄の記載部分の各一部並びに⑥「失踪動機について」欄の記載部分の全てであることが認められる。 (略) 3 審査請求人のその他の主張について (1) 審査請求人は、原処分で不開示とした部分のうち、特定回国会に法務省が提出した同一の行政文書で議員に閲覧が認められた部分の開示を求めているが、国会の要請により国会議員に閲覧が認められることは、法に基づく行政文書の開示とは異なることから、審査請求人の主張は採用できない。</p>
3-4	答申3（独情）16	2 不開示部分の不開示情報該当性について

	<p>「平成30年度経費予算見積（通知）書（文書局分）の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行の一部局の平成30年度予算を経費項目別に記載した一覧表につき、経理課との調整の開始・終了の日付、日本銀行の支出対象項目の詳細及びその変化等を公にしたとしても、政策運営等に支障を来すとも、犯罪の予防等に支障を及ぼすとも、契約等事務に関し財産上の利益等を不当に害するおそれがあるとも認められず、開示すべきとした例 	<p>(略)</p> <p>(3) 上記を踏まえ、以下検討する。</p> <p>(略)</p> <p>イ その余の部分について</p> <p>当該部分を公にすることにより、経理課との調整の開始・終了の日付、日本銀行の支出対象項目の詳細及びその変化等が明らかになったとしても、これらから日本銀行が金融政策運営に当たって重視する要素を映じたものと受け取られることは考え難く、仮にその推測が行われたとしても、諮問庁が上記第3の1(2)及び2(1)アで説明するような金融市場への不測の影響や人事運用等を含む組織運営への憶測を招く可能性につながるとは認められず、日本銀行の円滑な予算編成等の業務運営や、金融政策を含めた政策運営に支障を来すといったことはおよそ想定し難い。</p> <p>また、当該部分が公になっても、日本銀行のセキュリティを含む管理運営の現況や水準を推測する手掛かりを与え、攻撃が行われるおそれが高まるとはいえず、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>さらに、これを公にしたとしても、公正な競争により形成されるべき適正な額での調達や契約が困難になるおそれがあるとは認められず、日本銀行の契約等の事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、諮問庁の説明は首肯できず、当該部分は、法5条4号柱書き、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
○	<p>〔再掲〕</p> <p>答申4（行情）536</p> <p>「行政文書ファイル「令和2年度尖閣専従船関連」に含まれる文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡視船の運用計画に関する文書及び巡視船が実施した訓練に関する文書について、その各記載内容に応じ、いずれの文書もこれを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるとともに、犯罪の予防、鎮圧等の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明を認め、法5条3号及び4号に該当するとした例 	<p>整理番号4-4の答申参照</p>